

秦野市地域高齢者支援センターの人員等に関する基準を定める条例を制定することについて

秦野市地域高齢者支援センターの人員等に関する基準を定める条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成 27 年 2 月 26 日提出

秦野市長 古 谷 義 幸

提案理由

地域の権限を拡大するための改革一括法による「介護保険法」の一部改正により、本市において、地域包括支援センターの設置者が包括的支援事業の実施に当たり遵守すべき基準について、制定するものであります。

秦野市地域高齢者支援センターの人員等に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の4第5項の規定に基づき、地域高齢者支援センター（同条第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。）における包括的支援事業の実施に係る人員等に関する基準を定める。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、介護保険法で使用する用語の例による。

(基本方針)

第3条 地域高齢者支援センターは、その職員が協働して包括的支援事業を実施することにより、各被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、各被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならない。

2 地域高齢者支援センターは、秦野市附属機関の設置等に関する条例（昭和33年秦野市条例第6号）第2条の規定により設置される秦野市高齢者保健福祉推進委員会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならない。

(人員に関する基準)

第4条 地域高齢者支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000名以上6,000名未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤職員の員数は、原則として次のとおりとする。

- (1) 保健師その他これに準じる者 1名
- (2) 社会福祉士その他これに準じる者 1名
- (3) 主任介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の6第1項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者をいう。）その他これに準じる者 1名

2 前項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を考慮して特定の生活圏域に地域高齢者支援センターを設置することが必要であると前条第2項に規定する秦野市高齢者保健福祉推進委員会において認められた場合には、地域高齢者支援センターにおいてその職務に従事する職員の員数は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる人員の配置基準に定めるところによることができる。

担当する区域における 第1号被保険者の数	人員の配置基準
おおむね1,000名未満	前項各号に掲げる者のうちから1名又は2名
おおむね1,000名以上 2,000名未満	前項各号に掲げる者のうちから2名（うち1名は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）
おおむね2,000名以上 3,000名未満	専らその職務に従事する常勤の前項第1号に掲げる者1名及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1名

（委任）

第5条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。